【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】平成21年6月30日【会社名】株式会社サンユウ【英訳名】SANYU CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内浦 宅蔵

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長内浦宅蔵は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」という。)の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会 平成19年2月15日)に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があるなど、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価手続の概要については、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえて、評価対象となる業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社及び連結子会社2社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制については、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

なお、連結子会社の三和精密工業株式会社及び株式会社サンユウ九州については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、営業所は前連結会計年度の売上高、工場は生産高を指標に概ね2/3を達している事業拠点を主要な事業拠点として選定し、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上」、「売掛金」、「買掛金」及び「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を考慮して、見積りや予測をともなう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加いたしました。

評価の対象とした業務プロセスについては、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役社長内浦宅蔵は、平成21年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。